

産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年7月鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年7月鳥取県規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉は、事業者の成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援を展開するため、事業者が策定する経営力強化並びに生産性向上又は働き方改革に資する事業を産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉として認定し、もって事業者の成長と鳥取県経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において用いる用語の意義は、条例、規則に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「事業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に定めるもの、強化法第2条第6項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は強化法第2条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ）とする。

(2)「生産性向上」とは、労働投入量1単位当たりの産出量又は産出額が増加することをいう。

(3)「働き方改革」とは、在宅勤務、テレワーク等の働く場所、時間にとらわれない働き方の導入又は就労環境の改善をいう。

(4)「商工団体」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

(申請等)

第4条 産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則に定める申請書に、様式第1号による事業実施計画書（以下「計画」という。）と強化法第19条第1項に定める経営力向上計画、当該経営力向上計画の認定申請書の写し、既に認定を受けている場合は計画認定書の写し等を添えたもの正・副各1部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

2 商工団体は、前項により申請された計画について、実現可能性、その他の要件を審査し、適当と認められたものについて、様式第2号により知事に申請書の正1部を送付するものとする。

3 第1項の申請を行うことができる事業者は、鳥取県内に主たる事業所を有する事業者で、所管商工団体から継続的指導を受けている者とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業を行う者を除くものとする。

(計画)

第5条 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請企業の概要
- (2) 計画名、計画期間、実施事項
- (3) 既存事業の概要
- (4) 経営課題

- (5) 過去に利用した補助金等
- (6) 生産性向上又は働き方改革の取組の内容
- (7) 経営力強化並びに生産性向上（又は働き方改革）の取組の実施項目、期間、資金計画

（計画の認定）

第6条 知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉として認定する。

2 知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を所管商工団体を經由し申請者に通知する。

（認定基準）

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 強化法第19条第5項に定める経営力向上計画の認定を受けた計画であること。
- (2) 計画が事業者の経営力強化並びに生産性向上又は働き方改革に繋がることであること。
- (3) 計画の実現可能性が十分であると認められること。
- (4) 計画が関係法令に違反しないこと。
- (5) 計画が公序良俗に反しないこと。

2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

3 前条第1項の規定に関わらず、第1項第3号の審査については、所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。ただし、知事は必要に応じて所管商工団体と審査結果について協議を行うことが出来る。

（認定をしない場合）

第8条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

（実施計画の変更等）

第9条 産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第3号による変更申請を所管商工団体を經由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。

3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

（認定の取消等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を經由して知事に速やかに報告しなければならない。

- (1) 認定事業者が第3条第1号に規定する事業者でなくなったとき。
- (2) 認定事業者が強化法第20条第2項により該当する経営力向上計画の認定を取り消されたとき。
- (3) 計画を実行することが困難なことが事実になったとき。

2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。

（中間状況報告）

- 第 11 条 計画期間中の認定事業者は、計画の認定を受けて計画期間が終了するまでの間の毎年 8 月 31 日現在及び毎年 2 月末日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、それぞれ 9 月 15 日及び 3 月 15 日までに商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は前項の規定により報告された内容を取りまとめ、それぞれ 9 月 30 日及び 3 月 31 日までに県に報告するものとする。

(最終状況報告)

- 第 12 条 認定事業者は、計画期間終了後、計画期間最終日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、計画期間終了後 15 日以内に商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は、前項の規定により報告された内容を取りまとめ、3 月 1 日から 8 月 31 日までに報告されたものを 9 月 30 日までに、9 月 1 日から 2 月末日までに報告されたものを 3 月 31 日までに、それぞれ県に報告するものとする。

(所掌)

- 第 13 条 この要領に関する事務は、商工労働部企業支援課において所掌する。

(その他)

- 第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。